

職務内容書（監事）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

◎独立行政法人国民生活センター 監事（非常勤）

独立行政法人国民生活センター（以下「当法人」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする法人である。

今回の公募ポストである監事は、そのミッションとして、独立行政法人通則法等の関係法令に基づき、当法人の業務内容の適正性・法令遵守状況、経理や契約の適正性など、業務全般の監査を行い、その結果を踏まえ、必要があると認められるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することが求められる。このため、当法人の監事は、このような監査業務を的確に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

当法人は消費者問題、暮らしの問題に取り組む中核的な実施機関であることに鑑み、今回の公募においては、監事にふさわしい人材を広く外部から求めたいと考えております。

1. 機関名：独立行政法人国民生活センター

（法人の業務概要）

当法人は、平成15年10月に設立された独立行政法人であり、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。主な業務内容は以下のとおり。

- （1）国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。
- （2）国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。
- （3）前2号に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。
- （4）国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。
- （5）国民生活に関する情報を収集すること。
- （6）重要消費者紛争の解決を図ること。
- （7）前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

なお、当法人は「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」等により、平成27年4月に中期目標管理法人となった。

2. ポスト：監事（非常勤） 1ポスト1名

（任期：平成28年4月1日から、中期目標の期間の最後の事業年度（平成29年度）についての財務諸表の承認日（概ね平成30年夏頃）まで。）

3. 職務内容

当法人の（1）業務内容の適正性・法令遵守状況、（2）経理や契約の適正性など、業務全般について監査する任務を負う。

（1）業務内容の適正性・法令遵守状況について

業務の適正かつ効率的、効果的な運営を確保するため、毎年度監事名で作成する監査計画に基づき、業務の適正性や法令遵守状況など当法人の業務全般について監査を行い、監査報告を監事名で作成し、理事長に提出する。

また、当法人が業務方法書など主務大臣の認可を要する書類等を内閣総理大臣に提出しようとするときは、当該書類を調査する。

（2）経理や契約の適正性について

毎年6月中に内閣総理大臣に提出する財務諸表及び決算報告書の添付資料として、それら内容の適切性を証明する監査報告を監事名で作成し、理事長に提出する。また、随意契約の適正性を含めた入札・契約状況をチェックする。

また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは理事長又は内閣総理大臣に監事名で意見を提出することができる。

なお、①監事以外の役員の不正行為等を認めた場合、②法令違反等の事実を認めた場合はいつでも、遅滞なく理事長と内閣総理大臣に報告する。

4. 必要な資格・経験等

- ・ 原則として任期満了時点で65歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・ 冒頭の「公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ」にあるように、人材を広く外部から求めるため、当法人の部長以上の職（紛争解決委員会事務局長を含む。）及び役員（監事を除く。）の経歴を有しないこと。

- ・ 監事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・ 法令遵守状況の監査実施に当たっては、当法人が行う業務について知見及び関心を有し、的確に監査業務を遂行できる十分な能力及び経験を有していること。
- ・ 財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、それらの監査業務に従事した経験を有しており、その経験を通じて財務状況や決算状況の監査に精通していること。
- ・ 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体等の組織においてリーダーシップを発揮した経験を有し、組織の監査を、必要な場合は、自己の判断に基づき内外の反対に抗して適切に遂行できる十分な能力を有していると認められること。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・ 勤務形態：非常勤（年間平均週4日）
- ・ 勤務地：独立行政法人国民生活センター
東京事務所 東京都港区高輪3丁目13番22号
相模原事務所 神奈川県相模原市中央区弥栄3丁目1番1号
- ・ 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- ・ 給与：年収約538万円（通勤手当等の諸手当の支給なし）
- ・ 福利厚生：社会保険あり
- ・ その他：給与等の勤務条件については、今後変更することがあります。

(2) 選考方法

- ・ 公募により以下のとおり選考する。
 - ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
 - ②二次選考（面接審査）
 - ③外部有識者による推薦委員会の審議を経て内閣総理大臣が任命

6. 応募方法

(1) 応募書類

以下の応募書類は全て一括で以下の(2)に記載の期日までに郵送ください。別送は不可とさせていただきます。なお、応募書類については、一切返却しませんので予め御了承ください。

①履歴書

- ・ 顔写真（3か月以内に撮影）を貼付すること。
- ・ 学歴は、義務教育終了時から年代順に記入すること。
- ・ 職歴は、法人名、所属部署、役職名を記入するとともに、職務内容、所属法人・部署の概

要・規模・職責等を別添として記載すること。

- ・ 連絡用の携帯電話番号及び電子メールアドレスを記入すること。

②自己アピール文書

- ・ A4（40文字×40行）で2枚以内。
- ・ 自らがこのポストに適任であることをポイントごとに簡潔にまとめること。

(2) 応募先（郵送のみ有効）

〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1山王パークタワー6階
消費者庁総務課人事担当

※ 封筒の表面に「独立行政法人国民生活センター監事応募書類在中」と朱書きしてください。

(3) 応募期限

平成28年1月18日（月）必着

7. 欠格事項等

独立行政法人通則法の役員欠格条項に該当する場合は、監事となることはできません。

【参考】独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）（抄）

（役員欠格条項）

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

8. 問合せ先

（公募の手續に関する問合せ先）

消費者庁総務課人事担当（担当：津永、池田）

電話番号：03-3507-9152

（職務内容、勤務条件に関する問合せ先）

国民生活センター総務部総務課（担当：影山、市瀬）

電話番号：03-3443-8309